包括的禁止命令

平成２８年（再）第１３号
東京都品川区大井１丁目20番６号　住友大井町ビル北館４Ｆ
再生債務者　株式会社ワランティマート
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成28年６月16日
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再）第１４号
東京都品川区大井１丁目20番６号　住友大井町ビル北館４Ｆ
再生債務者　株式会社ワランティオペレーティングサービス
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成28年６月16日
東京地方裁判所民事第20部

監督命令

平成２８年（再）第４号
千葉県八千代市八千代台北16丁目３番８号　ジュネパレス八千代34―201
再生債務者　齋場　英臣
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　千葉県市川市市川南１丁目９番23号　京葉住設市川ビル５階　弁護士法人リバーシティ法律事務所　弁護士　宮本　勇人
平成28年６月16日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

再生手続開始

平成２８年（再）第２号
広島県廿日市市宮内4349番地１田宮ビル
再生債務者　有限会社東邦製作所
１　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年７月12日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成28年８月30日から平成28年９月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

再生手続終結

平成２４年（再）第３号
北海道石狩市花川北２条２丁目202番地
再生債務者　医療法人社団樹誠会
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成28年６月15日
札幌地方裁判所民事第４部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２８年（再）第１３号
東京都品川区大井１丁目20番６号　住友大井町ビル北館４Ｆ
再生債務者　株式会社ワランティマート
１　主文　本件再生手続を廃止する。
再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　東京都千代田区丸の内２－４－１　丸ビル12階1201区　卓照綜合法律事務所　弁護士　笹浪　恒弘
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成28年６月16日
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再）第１４号
東京都品川区大井１丁目20番６号　住友大井町ビル北館４Ｆ
再生債務者　株式会社ワランティオペレーティングサービス
１　主文　本件再生手続を廃止する。
再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　東京都千代田区丸の内２－４－１　丸ビル12階1201区　卓照綜合法律事務所　弁護士　笹浪　恒弘
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成28年６月16日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２８年（再イ）第２６号
相模原市南区大野台３丁目16番11号
再生債務者　西塚　正美
１　決定年月日時　平成28年６月14日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年７月５日まで
４　一般異議申述期間　平成28年７月19日から平成28年７月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（再イ）第６６号
千葉県市原市松ケ島２丁目６番地４
再生債務者　森　　博之
１　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年７月６日まで
４　一般異議申述期間　平成28年７月20日から平成28年８月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（再イ）第２０号
神奈川県座間市西栗原１丁目10番33―307号　レックスガーデンヴィラ
再生債務者　関　　政弘
１　決定年月日時　平成28年６月15日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年７月６日まで
４　一般異議申述期間　平成28年７月20日から平成28年７月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（再イ）第２８号
兵庫県尼崎市神田北通６丁目177番地　ラグゼ尼崎ＷＥＳＴ903号
再生債務者　江坂　元康
１　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年７月６日まで
４　一般異議申述期間　平成28年７月13日から平成28年７月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

平成２８年（再イ）第３２号
埼玉県草加市青柳２丁目25番１―203号
再生債務者　須藤　哲也
１　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年７月７日まで
４　一般異議申述期間　平成28年７月21日から平成28年７月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２７年（再イ）第１３１号
千葉県市川市新田３丁目21番３―503号（フローラルマキノ）
再生債務者　土居　広明
１　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年７月７日まで
４　一般異議申述期間　平成28年７月21日から平成28年８月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（再イ）第２２号
相模原市南区新戸1755番地１
再生債務者　清水　　聡
１　決定年月日時　平成28年６月16日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年７月７日まで
４　一般異議申述期間　平成28年７月21日から平成28年７月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（再イ）第６号
岐阜県郡上市高鷲町大鷲2074番地３
再生債務者　石動　建正
１　決定年月日時　平成28年６月16日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年７月７日まで
４　一般異議申述期間　平成28年７月21日から平成28年７月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（再イ）第５２号
名古屋市瑞穂区苗代町４番５号　クレフラスト堀田103号
再生債務者　小野瀬奈美
１　決定年月日時　平成28年６月16日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年７月７日まで
４　一般異議申述期間　平成28年７月14日から平成28年７月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部